

事務連絡
令和2年1月24日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当課長 殿
（上記、各地方整備局経由）
市町村下水道担当課長 殿
（上記、各都道府県経由）
日本下水道事業団事業課長 殿
都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

下水道工事における安全管理の徹底について （土砂崩壊による死亡事故）

昨年12月4日、山口県周防大島町の下水道管路の布設工事において、軽量鋼矢板を建て込むため、作業員が掘削面に立ち入ったところ、掘削側面の土砂が崩壊し、作業員が土砂に埋もれて死亡するという事故が発生しました。

本省にてヒアリングを行った結果、以下の点で安全対策に不備があったことが確認されました。

- ・掘削の高さが1.5メートル以上にもかかわらず、土留めを設置せずに掘削面に立ち入った
- ・作業指揮者が作業を監視していなかった
- ・実際の作業と異なる作業手順書を用いてKY活動を実施していた

本事故の発生状況と再発防止策については、別紙をご確認ください。

各下水道管理者におかれましては、工事現場へのパトロール等を通じ、施工計画書等に基づく作業手順での施工や安全管理の徹底など改めて確認するとともに、安全管理に対する指導を徹底することで受注者の安全意識の醸成を図り、事故の未然防止に努めていただくようお願いいたします。

事故発生状況と再発防止策 (R1.12.4 山口県大島郡周防大島町)

【事故発生状況】

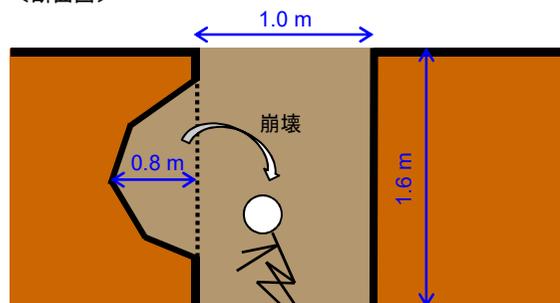
- ・ 事故当日は下水道管路の布設のための掘削作業を実施しており、被災者は工事の現場代理人として作業を指揮する立場であったが、掘削面に立ち入り作業も行っていた。
- ・ 施工計画において建込み簡易土留め工法を予定していたが、現場では建込み式の軽量鋼矢板工法を採用し、1.6m掘削したところで、矢板を設置する前に、建込みの支障となる石などの除去作業のため、複数の作業員が掘削面に立ち入った。
- ・ 被災者が掘削面内において、中腰で作業を行っていた際に掘削側面の土砂が崩壊し全身が土砂で埋まった。

【再発防止策】

1. 掘削の高さが1.5メートル以上の場合、矢板設置前における掘削面への立入の禁止を徹底する。
2. 作業指揮者を明確にし、作業全体を見渡せる位置に配置して、作業手順や作業の安全性を監視する。
3. 現場作業に即した作業手順書に見直し、実際の作業に対してKY活動を実施する。
4. 発注者は工事現場へのパトロールを実施し、施工計画書に基づく作業や安全管理の実施について確認する。

【状況図】

<断面図>



<状況写真>



<平面図>

